



入湯税引き上げ期間 延長のお知らせ

入湯税は鉱泉浴場での入湯行為に対して課され、入浴客の皆様に納めていただく税金で、環境衛生施設、鉱泉源の維持管理、消防施設や観光振興などの財源として活用されています。

令和3年1月1日よりご協力いただいております入湯税の引き上げにつきまして、下記のとおり期間が延長となります。

ご利用のお客様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<期 間>

延長前：令和3年 1月 1日 ～ 令和 7年12月31日



延長後：令和3年 1月 1日 ～ 令和10年12月31日

<税 額>

【一般のお客様】

お泊り（1泊につき）お一人様 : 250円（引き上げ前 150円）
日 帰 り お一人様 : 150円（引き上げ前 100円）

【修学旅行の学生・生徒様（10人以上の団体）】

お泊り（1泊につき）おひとり : 125円（引き上げ前 75円）
日 帰 り お一人様 : 75円（引き上げ前 50円）

※12歳以下の方や修学旅行の中学生は課税免除となります。

東川町税務住民課 税務室

〒071-1492 東川町東町1丁目16番1号

TEL : 0166-82-2111